

令和3年度 東福岡特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

いじめ防止基本方針の共通理解を職員に徹底し、本年度もいじめ発生0件をめざす。また、友だちの日（いじめ0の日）を充実させ、生徒が自分と友だちを大切にするという意識向上を定着させる。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように本方針を策定する。以下、基本姿勢を示す。

- (1) 日々、児童生徒の言動に注意し、いじめの予防に資する。
- (2) いじめにつながると判断した場合及びいじめと認定した場合は、即時チームを形成し素早く対応する。
- (3) 日頃から保護者へ啓発を行い、連携をとりながら指導する。

<東福岡特別支援学校 いじめゼロ宣言>

- ・子ども一人一人のSOSに気づき、皆で助けます。
- ・一人一人のちがいを認め合い、互いに尊重します。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
 - 保護者との連携を推進する委員会や、サポート会議、その他関係諸機関との会議等を活用し、連携を深める。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のため、職員間の意見や情報の交換が密に行える相談体制を構築する。また、定期的にいじめアンケートを実施し、児童生徒情報の把握に努める。
- (2) 被害児童生徒の権利等を擁護する。
- (3) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教育委員会作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教育委員会作成）活用の徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全をただちに確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒や加害児童生徒、さらに保護者等へカウンセリング等のケアを行う。
- (4) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組

として、「保護者と学ぶ規範意識」を実施し、情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。

- (5) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」や教職員向けのリーフレット「いじめゼロにむけて」「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの活用を検討する。
- (4) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。（平成31年度新規）
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 東福岡特別支援学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割
- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組みの推進や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長、副校長、小学部各学年代表、中学部各学年代表、高等部各学年代表、支援専科、進路専科、養護教諭、生徒指導係、スクールサポーター、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 東福岡特別支援学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会へ報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、副校長、小学部各学年代表、中学部各学年代表、高等部各学年代表、支援専科、進路専科、養護教諭、生徒指導係、スクールサポーター、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

| 月 | 児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動 | | 職員研修等 | | チェック |
|----|---------------------------------------|--------|-------------------------------------|---------------|------|
| 4 | 校則説明授業(高等部) 友だちの日(いじめゼロの日) | D D | 校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成 | D P | |
| 5 | 友だちの日(いじめゼロの日) いじめゼロ取組月間 | D D | 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会 | DC D D | |
| 6 | 友だちの日(いじめゼロの日) | D | 東福岡特別支援学校いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 7 | 学級反省会 友だちの日(いじめゼロの日) | C D | 校内いじめ防止対策委員会 ・1学期反省 個人懇談 | DC AP D | |
| 8 | | | 校内いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 9 | 友だちの日(いじめゼロの日) | D | 校内いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 10 | 生と性の学習(携帯電話、メールマナー) 友だちの日(いじめゼロの日) | D D | 東福岡特別支援学校いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 11 | 友だちの日(いじめゼロの日) いじめゼロ実現プロジェクト | D D | 校内いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 12 | 学級反省会 友だちの日(いじめゼロの日) | C D | 校内いじめ防止対策委員会 ・2学期反省 | DC AP | |
| 1 | 友だちの日(いじめゼロの日) | D | 校内いじめ防止対策委員会 | DC | |
| 2 | 友だちの日(いじめゼロの日) | D | 東福岡特別支援学校いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 | DC D | |
| 3 | 学級反省会 友だちの日(いじめゼロの日) | C D | 校内いじめ防止対策委員会 年度末反省 来年度基本方針案作成 | DC C AP | |